

地域施設及びサービス圏域の重なりにみる圏域構成について

地域施設設計画における圏域設定手法に関する研究 その3

○正会員 田中 均*
 正会員 友清貴和**
 正会員 梅崎照城*
 正会員 山下 剛*

1. 研究の背景

地域施設は、住民の様々な生活や活動が最も効率よく快適に営まれるよう建設・運営されるべきである。そのためには、施設の機能とサービス内容に合わせながら、その受益範囲を「計画圏域」として設定されるのが一般的な手法である。しかし、公共施設の多くでは、行政圏域がサービスの受益範囲として先に設定された後、これに合わせて施設機能やサービス内容が決定されるといった、いわゆる計画手法の逆転がみられる。さらに、行政の許認可を必要とする私的施設・サービスの受益範囲でさえも行政圏域の枠組みの中で機能や規模が設定される。このように、地域施設及びサービスの計画に重要な役割を果たしている行政圏域は、現在既存のものとして疑われることなく、地域施設設計画の受益範囲として押し進められている。そこで、行政圏域が施設圏域とどのような整合性をもっているか、また、行政圏域が歴史的にどのような成立過程をもってきたかを明らかにすることは地域施設設計画のなかで重要な課題である。

2. 研究の目的

本研究では、このような背景の下、鹿児島県を取り上げ、現在の施設圏域及びサービス圏域が行政圏域との程度の整合性を有し、一般的な施設及びサービス体系の枠組みにおいて一定の法則性がみられるかどうか検証することを目的とする。

3. 研究の方法

地域施設及びサービスの選定にあたっては、広域的な圏域をもつ公的機関及び私的機関に関して調査・収集できたもの30項目を挙げる。この30項目について行政圏域との重なりによる分析、施設及びサービス体系による分析を行う。

行政圏域の分類軸は、以下の3つとする。

- ・市と郡を一括とする圏域（以後市郡圏域と呼ぶ）¹⁾
- ・市及び郡圏域
- ・市町村別圏域

【表-1】地域施設及びサービス系統による圏域類型表

施設・サービス項目	圏域数	施設体系	事業主体	関係省庁	県関係部署
警察署管轄	22	保安防災県の出先	都公安委員会県公安委員会		
消防組合	17	市町村組合	自治省	総務部	
ごみ焼却	11	環境衛生市町村組合	総理府	保険環境部	
屎尿処理	17	市町村組合	総理府	保険環境部	
火葬場	26	市町村組合	総理府	保険環境部	
伝染病隔離病舎	9	保健医療市町村組合	厚生省	保険環境部	
医師会	17	私的機関	厚生省	保険環境部	
保健所	12	県の出先	厚生省	保険環境部	
(国税)税務署	9	税務	国の出先	大蔵省	・・・・・
(県税)経務事務所	6		県の出先	大蔵省	総務部
公立高校学区	10	教育	県の出先	文部省	教育委員会
視聴覚リサイターセンター	17		県の出先	文部省	教育委員会
福祉事務所	19	社会福祉	県の出先	厚生省	県民福祉部
社会保険事務所	4		県の出先	厚生省	県民福祉部
公共交通業安定所	15		国の出先	労働省	商工労働部
農業改良普及所	21	農業	県の出先	農林水産省	農政部
耕地事務所	9		県の出先	農林水産省	農政部
家畜保険衛生所	6		県の出先	農林水産省	農政部
農林事務所	9		県の出先	農林水産省	農政部
J A	19		私的機関	・・・・・	・・・・・
郵便番号	33	流通	国の出先	郵政省	・・・・・
青果物流通閣	3		私的機関	農林水産省	農政部
宅配便(ヤマト運輸)	26		私的機関	・・・・・	・・・・・
水産業改良普及所	5	その他	県の出先	農林水産省	林務水産部
土木事務所	13		県の出先	建設省	土木部
市街局番	6		私的機関(旧公社)	・・・・・	・・・・・
商工会議所	54		私的機関	通商産業省	商工労働部
患者輸送タクシー	4		私的機関	運輸省	・・・・・
西本願寺	6		私的機関	・・・・・	・・・・・
東本願寺	10		私的機関	・・・・・	・・・・・

(注)・・・は行政機関と関係をもたないことを示す

また、施設及びサービス体系による分類軸は、9つとする。（圏域を総括する事業主体、関係省庁、県関係部署を併記した）【表-1】

4. 行政圏域との重なりにみる分析

4-1. 市郡圏域 【表-2】

個々の施設及びサービス圏域構成をみると税務署、耕地事務所については、それぞれ施設の全圏域数9のうち8市郡圏域で一致することが分かる。特に、農林事務所では、9事業圏域のすべてにおいて市郡圏域で構成されていることが分かる。また、施設及びサービス圏域の有する圏域と市郡圏域とが半数以上の一致をみたものは30項目のうち6である。

市郡圏域内で施設及びサービス圏域と相対的に一致をみた地域については、阿久根市、出水市、出水郡を一括した地域（30項目中15）、大口市、伊佐郡を一括した地域（30項目中12）、曾於郡（30項目中11）である。

*鹿児島大学助教授・工博 * 鹿児島大学大学院

阿久根市、出水市、出水郡を一括する地域については、歴史的経緯からしても江戸時代の郡郷図遡れば9世紀の国郡図から圏域の変化がほとんどみられない。そのため、この地域においては生活意識、風俗、習慣等が根強く残っていると考えられ施設及びサービス圏域の設定に影響を及ぼしているのではないかと推測される。また、この地域は、現在の広域市町村圏（北薩広域市町村圏）と同一の圏域を有することで1つの共同体として発展しているように伺える。

4-2、市及び郡圏域 【表-3】

福祉事務所においては、19の所管圏域のうち市及び郡圏域で構成される地域が17ある。

また、垂水市、鹿屋市については、施設及びサービス圏域において市単独で圏域を構成する場合が、30項目中それぞれ8、7である。

市及び郡圏域と施設及びサービス圏域の一致がまったくみられなかった地域は、鹿児島郡と出水郡である。

【表-2】市郡圏域による圏域類型表

施設・サービス項目	圏域数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	計
警察署管轄	22						○					1
消防組合	17	○							○			2
ごみ焼却	11					○	○					2
し尿処理	17						○					1
火葬場	26											0
伝染病隔離病舎	9					○	○					2
医師会	17					○	○	○	○			5
保健所	12					○	○		○	○		4
(国税)税務署	9	○	○	○	○	○	○		○	○		8
(県税)総務事務所	6				○				○	○		3
公立高校学区	10					○	○					2
視聴覚リサイクルセンター	17		○			○	○					3
福祉事務所	19							○				1
社会保険事務所	4											0
公共職業安定所	15	○	○		○		○					5
農業改良普及所	21	○					○					2
耕地事務所	9		○	○	○	○	○	○	○	○		8
家畜保險衛生所	6							○	○			2
農林事務所	9		○	○	○	○	○	○	○	○		9
J A	19	○	○		○	○	○	○				6
郵便番号	33											0
青果物流通園	3											0
宅配便(ヤマト運輸)	26					○						1
水産業改良普及所	5											0
土木事務所	13	○	○	○	○	○	○	○				7
市外局番	6											0
商工会議所	54											0
患者輸送タクシー	4							○				1
西本願寺	6					○	○	○	○			5
東本願寺	10					○						1
計	7	6	5	7	4	12	15	6	11	8	81	

(注) ○印は施設・サービス圏域と市郡圏域が一致することを示す

A : 鹿児島市・鹿児島郡

F : 阿久根市・出水市・出水郡

B : 指宿市・揖宿郡

G : 大口市・伊佐郡

C : 加世田市・枕崎市・川辺郡

H : 国分市・姶良郡

D : 串木野市・日置郡

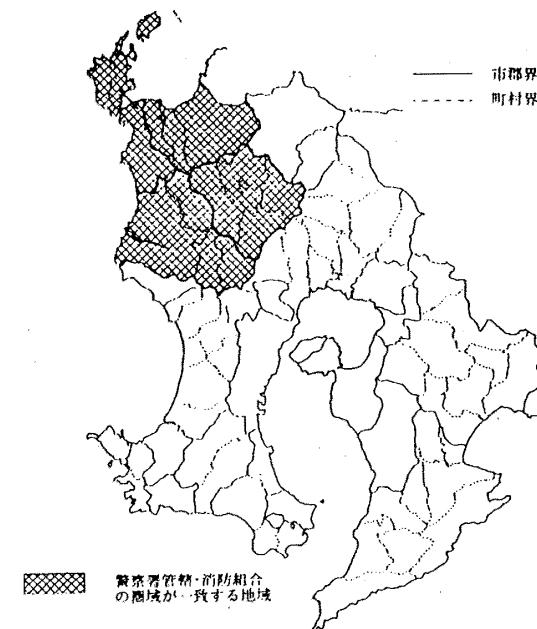
I : 曾於郡

E : 川内市・薩摩郡

J : 垂水市・鹿屋市・肝属郡

4-3、市町村圏域

商工会議所及び商工会の管轄圏域は、市町村圏域71中69の重なりがみられる。



【図-1】保安防災施設の圏域比較図

【表-3】市及び郡圏域による圏域類型表

施設・サービス項目	圏域数	市	市	市	郡	計
警察署管轄	22					0
消防組合	17	○	○	○		4
ごみ焼却	11	○	○	○		5
し尿処理	17	○				3
火葬場	26			○		3
伝染病隔離病舎	9					0
医師会	17	○	○	○		7
保健所	12					2
(国税)税務署	9					1
(県税)総務事務所	6					1
公立高校学区	10					0
視聴覚リサイクルセンター	17	○				3
福祉事務所	19	○	○	○	○	17
社会保険事務所	4					0
公共職業安定所	15					0
農業改良普及所	21					0
耕地事務所	9					1
家畜保險衛生所	6					1
農林事務所	9					1
J A	19	○				1
郵便番号	33					1
青果物流通園	3					0
宅配便(ヤマト運輸)	26		○	○	○	4
水産業改良普及所	5					0
土木事務所	13	○	○	○		1
市外局番	6					0
商工会議所	54	○	○	○	○	11
患者輸送タクシー	4					0
西本願寺	6					1
東本願寺	10					0
計	53	24	15	34	42	116

(注) ○印は施設・サービス圏域と市、郡の圏域が一致することを示す

5. 施設体系、公私機関及び事業主体別の分析

5-1. 施設体系

・保安防災 【図-1】

(警察署管轄、消防組合管轄)

2つの施設圏域及びサービス圏域で重なりがみられたのは4地域である。

これらの圏域を構成する市町村は以下の通りである

- ・阿久根市
- ・出水市、出水郡を一括した地域
- ・川内市、東郷町、樋脇町、入来町を一括した地域
- ・宮之城町、鶴田町、薩摩町、祁答院町を一括した地域

重なった圏域がこれのみにとどまった理由に、警察署が県の出先機関であるのに対して消防組合は市町村組合による組織で運営されている点、サービス内容またはサービスの受給形態を同一視した点に起因していると思われる。

・環境衛生 【図-2】

(ごみ焼却、し尿処理、火葬場)

3つの施設圏域及びサービス圏域で重なりがみられたのは5地域である。

これらの圏域を構成する市町村は以下の通りである

- ・宮之城町、鶴田町、薩摩町、祁答院町、入来町を一括した地域
- ・蒲生町、吉田町、姶良町、加治木町、溝辺町を一括した地域
- ・国分市、隼人町、霧島町、福山町を一括した地域
- ・垂水市
- ・枕崎市、知覧町、坊津町一括した地域

環境衛生で圏域の重なりがみられた地域では、事業主体が市町村の同一組合により組織されている場合が多い。また、1地域を構成する市町村数については5市町村以下であり、垂水市のように1市町村単独構成もみられる。

・保健医療 【図-3】

(伝染病隔離病舎、医師会、保健所)

3つの施設圏域及びサービス圏域で重なりがみられたのは2地域である。

これらの圏域を構成する市町村は以下の通りである

- ・阿久根市、出水市、出水郡を一括した地域
- ・大口市、伊佐郡を一括した地域

圏域の重なりが2地域にとどまった理由として、この3施設それぞれの使用頻度等の相違に起因していると考えられる。

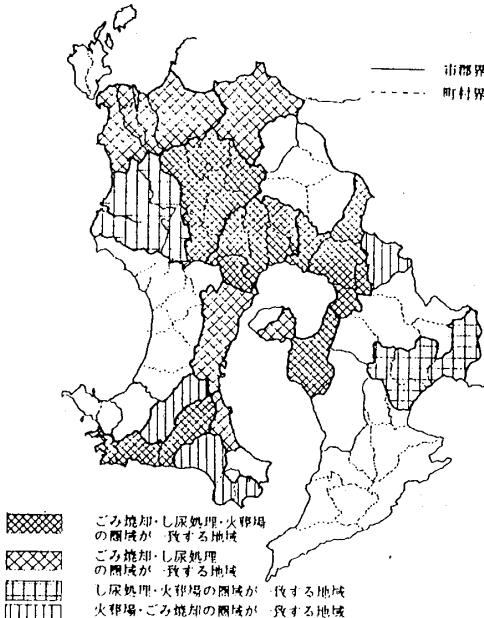
・教育文化 【図-4】

(公立高校学区、視聴覚ライブラリーセンター)

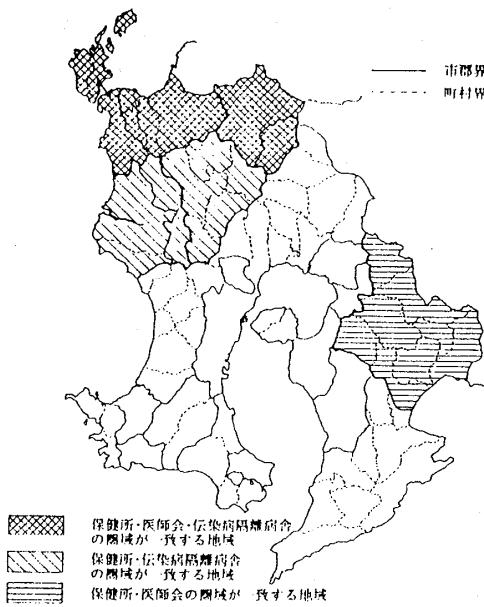
2つの施設圏域及びサービス圏域で重なりがみられたのは2地域である。

これらの圏域を構成する市町村は以下の通りである。

- ・阿久根市、出水市、出水郡を一括した地域
- ・指宿市、揖宿郡一括した地域



【図-2】環境衛生施設の圏域比較図



【図-3】保健医療施設の圏域比較図

・税務 【図-5】

(国税)税務署、(県税)総務事務所)

2つの施設圏域及びサービス圏域で重なりがみられたのは4地域である。

これらの圏域を構成する市町村は以下の通りである

- ・加世田市、枕崎市、川辺郡を一括した地域
- ・大口市、伊佐郡、国分市、姶良郡を一括した地域
- ・曾於郡
- ・垂水市、鹿屋市、肝属郡を一括した地域

2つの施設圏域及びサービス圏域で重ならない地域に関してはも税務署の所管圏域を2ないしは3つ合わせると県税事務所の圏域と一致する。事業主体で国と県という違いがあるにも関わらず、圏域を一致がみられた理由として、サービス内容と後背人口における関係性がほぼ等しいためであると思われる。

・社会福祉

(福祉事務所、社会保険事務所、公共職業安定所)

3つの施設及びサービス圏域で重なりはみられない。その理由として公共安定普及所は、国の出先機関であるのに対して、他の2施設は県の出先機関である。また、圏域構成において福祉事務所は、市及び郡圏域による構成がほとんどであるのに対し、他の2施設では市及び郡圏域による圏域設定は1つもみられない。よって、この3施設ではサービスの受給形態と後背人口に違いがあると考えられる。

・農業

(農業改良普及所、耕地事務所、家畜保健衛生所、

農林事務所、JA)

5つの施設及びサービス圏域で重なりはみられないが、この施設及びサービス圏域に属する項目のうち2(耕地事務所、農林事務所)については、ほとんど市郡圏域による圏域構成である。【表-2】

・流通

(郵便番号、青果物流通圏、宅配便(ヤマト運輸))

3つの施設及びサービス圏域で重なりはみられない。

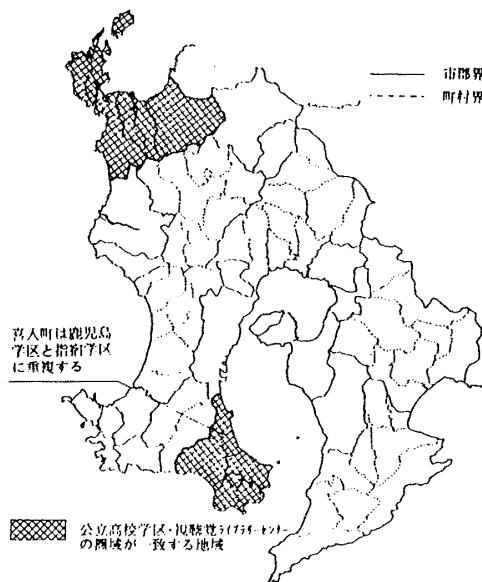
6.まとめ

施設及びサービス体系における圏域の重なりについて分析を行った結果、一般的な施設及びサービス大系で圏域が類似するとは限らない。また、施設及びサービス圏域を構成する地域においては、ある行政管轄の

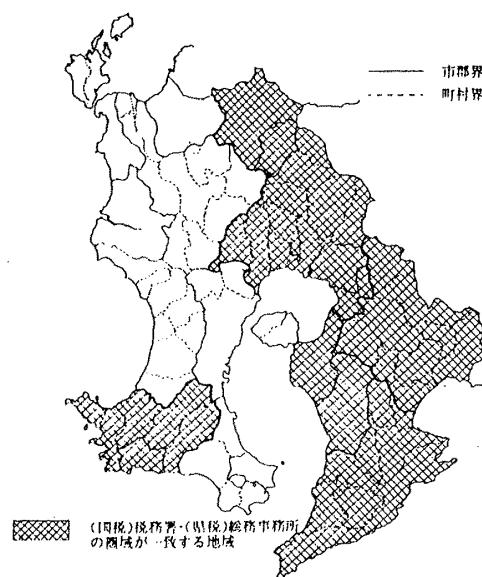
下すべて一律に圏域設定されていない。しかし、大口市、伊佐郡を一括する地域、阿久根市、出水市、出水郡を一括する地域、曾於郡では、施設及びサービス系にとらわれず相対的に一つの圏域として設定される場合が多くみられることが分かった。

今後、地域施設及びサービス圏域の研究においては、住民と圏域個々の関係、地域内の市町村間の歴史的経緯を明確にすた上で、新たな圏域設定の手法を導き出す必要がある。

【注釈】 1) 市はもともと町の集合体である。市制の施行以前は町として郡内に存在していた。ここで定義した市郡圏域とは、市の発生時に遡り、どの郡に属していたかによってグルーピングした地域のことである。



【図-4】税務施設の圏域比較図



【図-5】教育施設の圏域比較図